

2015/16 WEEKLY BULLETIN



国際ロータリー第 2790 地区第 3 分区B

市原ロータリークラブ会報



世界へのプレゼントになろう

第 2534 回例会 2016 年 2 月 17 日 (水) SAA (司会) / 長田会員 会報担当 / 齋藤 (栄) 会員

事務局 市原市五井中央西 1-22-25 市原商工会議所 2F 例会場 五井グランドホテル

●点 鐘 市原 RC 会長 万崎英正

●ソング 奉仕の理想

●お客様 ございませでした

●会長挨拶 市原 RC 会長 万崎英正



先々週の土曜日・日曜日 2 日間第 2790 地区の地区大会が幕張アパホテルで開催されました。参加されました 12 名の会員の皆様お疲れ様でした。ありがとうございます。また先週の 13 日の土曜日、習志野中央ロータリークラブの 30 周年記念、ローターアクトの 25 周年記念式典が幕張オオタニホテルで能楽士の「高砂」の優美な舞で式典が幕開けされ盛大に執り行われました。列席されました都留会員、上野会員、幹事の 4 名お疲れ様でした。来週の 23 日 (火曜日) はロータリーが創立 111 周年を迎えるそうです。今年度はロータリーについての勉強会をすでもう 5 回、例会卓話として行なってきました。さらに小池道場も少人数ではありますが、数回行われています。創立 111 周年を迎えるにあたって今一度ロータリーについて勉強するにはとてもいい機会だと思います。今日はクラブ研修リーダーと会員研修小委員会合同の「決議 23-34」についての卓話です。みんなで学び、みんなで討論し、「決議 23-34」ロータリーの社会奉仕について学んでいきましょう。昨日「決議 23-34」目を通してみましたが、奥が深すぎて私には良く理解できませんでした。きっと小池会員研修小委員長がわかりやすく教えてくれることと思います。今日の卓話は内容の濃い卓話になりそうですので挨拶は短くして終わります。小池会員研修小委員長よろしくお願ひいたします。

◆◆◆◆◆ 委員会報告 ◆◆◆◆◆

西村会長エレクト

次週は長期計画委員会による例会のあり方についてのテーブルディスカッションを開催するのでご参加のほどよろしくお願ひします

本日のメインプログラム

「決議 23-34」について



小池会員研修小委員長

卓話内容は次ページに掲載しております。

◆◆◆◆◆ ニコニコ・ソーリー ◆◆◆◆◆

小池会員

雑な卓話で申し訳ございません。

万崎会長・平野幹事

小池会員、卓話ありがとうございます

■出席報告 前々回確定 72.97% 本日出席 29 名

欠席 13 名 本日出席率 80.56%

■点 鐘 市原 RC 会長 万崎英正

例会卓話 「決議23-34」について

2014年2月17日

会員研修小委員会 小池清二

決議23-34が採択されるまでの経緯

1905年2月 シカゴRCを創設（ポール・ハリスと友人3で）。

1906年1月 シカゴRC2カ条定款制定

1. 親睦の充実 . . . クラブ奉仕
2. 職業上の利益の向上（会員同士の相互扶助） . . . 職業奉仕
住民の非難とクラブ会員の批判により第3条を追加
3. シカゴ市の最大の利益の推進と貧困層への援助 . . . 社会奉仕

1907年 ポール・ハリスが会長就任し、これまでの方針を一変して、対社会的奉仕実践活動と他地区へのクラブ拡大に大きく転換しようとするも、クラブ内の親睦・互恵派から猛反発を受ける。 **第1回のクラブ分裂の危機を招く**

1908年 ハリス2期目の途中で会長辞任し、既に16クラブが創立していたクラブで全米ロータリークラブ連合会を結成、ハリスが会長、チェス・ペリー事務総長に就任

1908年 **アーサー・フレデリック・シェルドン（経営学・販売学者）シカゴRCに入会**
自分の職業奉仕理念をロータリーに導入

「 He profits most who service best 」

「 最もよく奉仕する者、最も多く報いられる 」

（シェルドンの職業奉仕理念） 実践哲学的な奉仕理念

- ・自分だけ儲けるために職業をしない
- ・顧客の満足度を最優先にしつつ、自分の職業で他人に奉仕をする経営
- ・その真摯な態度が顧客の心を捉え、何度もお得意となり
- ・新規のお客を紹介してくれる
- ・その結果、大きな利潤とともに、企業が永続して栄える
- ・高い職業倫理が備わる。

1910年 第1回全米ロータリークラブ連合会全国大会（シカゴ）

アーサー・フレデリック・シェルドン講演

「 He profits most who service best 」について理解を求める

1912年 第2回全米ロータリークラブ連合会全国大会（ポートランド）

「私の宣言」 経営学について講演

同大会のエックスカーションで、MPRCの会長ベンジャミン・フランク・コリンズが自クラブの方針を発表

「 Service、 not self 」 Service、 above self （2020年国際大会）

- ・自らの利益を得るために入会するのは間違いである
- ・会員同士の取引を広げていく必要がある
- ・not は会員以外にもその取引を広げていく必要がある

全米ロータリークラブ連合会綱領が採択 . . . ロータリークラブの骨格・拡大へ

1912年 このポートランドの大会に、クラブとしての**金銭的奉仕**や**身体的奉仕**を積極的に取り入れるべきであるとの考えが台頭してきた。その当時全米に急速に起こった

身体障害者養護学校設立の運動に、一部行動的なロータリアンが乗った。その一人がオハイオ州エリリアRCのエドガー・アレンで、医者ではなく病院長でした。彼も自分の息子を交通事故で亡くした。踏切での事故で出血多量で死んでしまいました。適切な救急処置がなされれば、身体障害者として一生生きられたのにとすると、自分は身体障害者となった人の一生を幸せの為に、自分の人生を捧げようということで身体障害者養護学校を作りました。理事長になり、頂点に立ったとき、彼がロータリアンであるばかりに、彼を批判するロータリアン出たのです。その理由は、その当時一部行動的なロータリアンが、クラブの財源を使って奉仕の実践をしました。

ロータリーの奉仕と言え、本来は個人奉仕が原則であります。団体奉仕と言うのは、ロータリーがいまだかつてない奉仕の類型であって、尚且つクラブ財源をもって何かを作っていく。これは現象的にみると、世のため人の為になっているかもしれないが、そのこと事態は良い事だろうが、それがロータリーの本体的な奉仕ではないぞ、と言う**非難攻撃**があります。このような正統派の批判を受けて弱ったのがエドガー・アレンです。

10年間も職業奉仕派と奉仕実践派の論争が続きました。

1917年 **ライオンズクラブ創設**（ダラスRCのジョーンズがRCの個人的社会奉仕の理念に反対し、RCを脱会して団体的金銭奉仕を旨として創設した。）

1922年 **アレンは、ポール・ハリスに手紙を書きました。**

「助けてください。私は身体障害者養護学校を作り、肢体不自由児の面倒を見ており、ロータリーの**権威を高めよう**と思っています。しかしそれはロータリーじゃないと一部のロータリアンから**非難攻撃**を受けた。これをどうしたらロータリーとして正しい活動になるか教えてください。お助けください」。と言ったら、**ポール・ハリスから返事がきました。**

「私は正統派の意見というのは間違っているとは思いません。しかし貴方のやるような活動がロータリー運動の精神に反するものとも思いません。これは**両立する問題**であり、**排斥する問題**ではありません。だからどこかに**両方調和の原理を発見すべき**と思うので、それを次の国際大会（セントルイスの1923年の国際大会）でこの問題の**最終的な決着を図る**ように、自分が努力してあげましょう」。ポール・ハリスは国際ロータリーの**理事会を動かし**、ロータリー運動の神髄からみて、クラブ財源を用いる金銭的団体的社会奉仕と言うものが如何なる枠組みで行われたときに、ロータリーの原理の認定することが出来るであろうか。これらも、ロータリーの**正当な奉仕として位置付けてもらいたい**と言う要請をしました。

職業奉仕派のロータリアンは

第1に、本来ロータリーは職業奉仕の為の団体である。毎週の例会でアイデアを交換し、其の精神を体して各々の事業所で営利事業に従事する。そして万人が幸福になれば、それすなわち社会奉仕になるのだ。

第2に、もしそれ以外に社会奉仕を行いたいのであれば、利益を得た個々のロータリアンが個人的に行えば良いことであって、クラブとしての活動として行うのは、本来の主旨に反する。

第3に、ロータリーは一業一会員制を基礎としているから、これが団体として行動

しても実りある効果は得られない。各会員が個々にその実践に参加させるべきである。と言うのです。これに反して

社会奉仕実践派のロータリアンは

既にクラブとして実績を挙げているので、この実績をもってロータリーの本質の実践だと信じて疑わなかった。ロータリーは会員相互の協力を止まらず、社会事業をも行うところに奉仕団体としての意義があると確信していたのです。

このようにロータリーは**第2回目の分裂の危機**に瀕していました。

1922年 RI 理事会はエリリア、トレド、クリーブランドの各クラブから共同提案を受けて、決議 22-17 を採択して、身体障害児に対する対策を奨励しました。

この決議の直後に開催された理事会で、身体障害児救済事業を狂奔することを戒める理事会決定を行っています。理事会態度は更に、二転、三転しました。

1923年

セントルイス国際大会において**決議 23-8** 障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援せんとする障害児救済に関する方針採択の件」を上程。

これは国際身体障害児協会の仕事をロータリーが肩代わりすることで、人頭分担金の徴収することになり、クラブの自治権の拒否になり、大反対。同大会に、シカゴ RC 会長から**決議 23-29** が上程され、「RI が奉仕活動の実践をクラブに強要することを禁止する件」で反対キャンペーンを張り撤回する代わりに、に抗議をしました。

セントルイス大会の代議員達は混乱を避けるため、決議 23-8 と決議 23-29 の双方を撤回する代わりに**決議 23-34** を提案するという高等戦術によりこの論争の終止符を打たれました。

この二つの思想上の対立を解消し、今日のロータリー運動の確信をなすに至った一大決議が、テネシー州のナッシュビル RC の提案と努力により採択された、1923年のセントルイス大会の奉仕の実践に関する「決議 23-34号」なのです。

これは初期ロータリーの思想体系を整理した最初にして最後のドキュメントであり、いまだにこれを超えるものは採択されておられません。

手続要覧 (p65) には社会奉仕のところに書かれていますが、ロータリーの奉仕の実践全般に対する原理(指針)であります。

決議 23-34 はなぜ重要なのか

1. ロータリーの奉仕理念を明確に定義した唯一の文書です。

決議 23-34 を理解すればロータリーの奉仕理念すなわちロータリー哲学を理解できます。

二つの奉仕理念

① Service above self

他人のことを思い遣り、他人の為に尽くそうとする対社会的奉仕活動に関する理念 (心構え)

② He profits most who serves best

科学的かつ道徳的な経営方針によって、自分の事業や同業者の事業の発展を図るとともに、業界全体を高めていこうという職業奉仕理念（実践の仕方）

2. すべての活動の指針であり、活動をコントロールする規範となる文書です。
5大奉仕すべてを規制する文書であり、社会奉仕のみを対象ではない。
3. ロータリー哲学は実践哲学であり、奉仕理念を客観的に行動に移すこと。
社会のニーズに合った実践活動をする。
4. 個人奉仕を原則にしながらも、クラブの団体奉仕を認めている。
RCの広い意味での社会奉仕活動の指針を示している
サンプルとして行うクラブの団体奉仕は認められている。
個人奉仕は限界があるので職場や地域社会の人を巻き込んで活動する。

- 1924 年 ニコニコボックス発足 資金は社会奉仕のみに使用が理想
1927 年 RI 理事会が四大奉仕を類型化し、原理のロータリーから実践のロータリーへ。
1930 年～1945 年 中期ロータリーは興隆期 世界へ拡大の一途
原理原則を踏まえた RC の拡大
1946 年～現在 後期ロータリーは衰退期 原理原則の衰退期

経済システムの変化

個人主義と新資本主義、疑似資本家、リバレッジ、デリバティブ

- 1962 年 世界社会奉仕プログラム開始される。 人道的奉仕活動への転換
1978 年 3-Hプログラム開始される。 RI 主導型大型プロジェクトの開始。
1985 年 ポリオプラス・プログラムが開始される。

ロータリーの衰退期の中でロータリークラブはどのように社会奉仕活動をして行けば良いのかの指針が示されました。

- 1992 年 社会奉仕に関する声明を発表。 別紙参照（巻末）

社会奉仕に関する 1923 年の声明（決議 23-34）

手続要覧 P 65

次の声明は 1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

この決議 23-34 号は、6 項目から成り立っています。

1 項から 5 項が総論で、ロータリーとは何かを説明しています。

6 項は各論としてロータリークラブが団体的金銭的奉仕プログラムを実施する際の従うべき準則を示しています。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

以下の説明文は、齊藤博 PG の「ロータリーのしおり」より引用させて頂きました。

（説明）ロータリーの思想の実態について説明され、その思想としてのロータリーとは何か。それは、「利己と利他との調和を目的とする人生哲学である。

そして、（その哲学こそ、Service above self であり、He profits most who serves best という実践倫理に基づくものである」と言うのです。

- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。まず第 1 に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第 2 に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第 3 に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第 4 に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも、これを受け入れるように励ますことである。

（説明）このロータリー思想を実現する為のロータリークラブとは一体何をするとどこかに就いて、記してあります。ロータリークラブは一業一会員制の基に選ばれた職業人のクラブでありますから、四つの機能を持っています。

第 1 に、クラブ会員にロータリーの奉仕理論を理解して戴くために、例会を通じて自己研

讃を遂げて戴くこと。

第2に、ロータリークラブは地域社会の職業人の集まりでありますから、クラブ会員のみならず、地域社会に対して実際例を示し、奉仕理論の提唱を行うこと。

第3に、ロータリーの奉仕は個人奉仕が基本であり、クラブがあくまで個人として、その学んだ奉仕理論を実践に移すこと。

第4に、個人奉仕と団体奉仕の両面から、ロータリアンだけでなく一般社会の人達にも、ロータリーの奉仕理論の実践原理を提唱すること。即ちロータリークラブが、地域社会のニーズの中から任意の一例を捕えて、奉仕プログラムを企画、立案、実施し、そのことによりまして、クラブ内においてはロータリアンの自己改善の糧として、クラブの外に対しては地域社会の人達の公德心を滋養するようにしなければならないこと。

3) RI は次の目的のために存在する団体である。

- a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
- b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

(説明) ロータリーとはどういう目的を持った団体か、と言う事が書いてあります。国際ロータリーは、全世界に存在するロータリークラブの連合組織体であって、その機能は三つあります。

- a) ロータリーの奉仕理念の提唱（奉仕哲学の解明）
- b) 奉仕理念の提唱の拠点としてのロータリークラブの設立。即ちロータリーの拡大する為、全世界にロータリークラブを作るために国際ロータリーが出来たのですから、国際ロータリーの最も力を入れる所です。
- c) 総てのロータリー・クラブへの情報の媒介所。全世界のロータリークラブの情報をプールして、あるクラブの賢明な情報を他のクラブに伝えること。国際ロータリーでなければ果たすことの出来ない機能です。

4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

(説明) ロータリーの奉仕とは何か、と言う事が説かれています。ロータリー奉仕とは、単に

心の状態の問題ではなく、その心をもって実践することにより始めて奉仕と言う事が出来る。即ち、精神と実践との調和を説いているのであって実践できない事は言うな、と言うことです。この規定が、1927年に、国際ロータリー理事会が、ロータリーの奉仕を、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕の四つに類型化して、「原理のロータリーから実践のロータリーへ」と言う事を提唱する根拠となったのであります。

それから、クラブの行う団体奉仕は、出来るだけ一会計年度内に完了出来るものを選ぶことが望ましいと記されています。

その理由は、

1. 毎年同じ対象に同じ奉仕活動を続けると受益者の側に慣れの現象が出て来ること。
2. 団体奉仕の財源は、ニコニコ箱の財源を引き当てにしている。ところが地域のニーズは数限りなくある。その無数にあるニーズの中で、その一つだけ毎年給付を続ける事は、他のニーズを待たせることになり、その部分だけが幸せになり、公平ではないと言うことです。

- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

(説明) ロータリークラブと国際ロータリーとの関係を述べております。

第1に、各クラブは、標準クラブ定款第9条第1節により絶対的自治権、自主独立性をもっています。これは国際大会の決議によって認められております定款上の大原則であります。国際ロータリーは如何なるクラブの如何なる奉仕活動に対しても、それを命じたり、禁じたりする権限を持っていないのであります。

第2に、クラブの方も、自らの自主独立性を実質的に育てるためには、国際ロータリーからの指導や助言や、他のクラブの経験について、謙虚に学ぶ姿勢を持たなければなりません。

- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ローター・クラブはその仕事の邪魔をしたり、

横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。

- b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗りだすようなことをしてはならない。
- e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。

ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもって考えると考えられるほかのすべての団体のすべての協力を得られるように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

- f) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられた、いわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである（23-34、26-6、36-15、51-9、66-49）。

(説明) ロータリーは、第1～5項のようなものでありますから、ここから各論として、クラブが団体的金銭的社会奉仕プログラムを企画、立案、実施する場合には、次の準則によるべし、と言う事になっています。

- a) 先ず、地域社会のニーズを調べること。
社会のニーズが有っても、それについて既に専門事業団体が有る場合には、ロータリークラブは、自らその専門事業を興してはならない。
その団体を援助する方が良いのであります。
- b) 社会のニーズがあり、専門事業団体が無い場合でも、クラブの財源に不当な圧力をくわ

えるようなプログラムを企画してはならない。つまり、ニコニコの財源の限度で企画すべきであり、もし、それ以上に財源が必要であれば、ロータリアンの個人奉仕でやればよいと言う事で有ります。

- c) ロータリアンが奉仕の実践活動をする場合、クラブが広報宣伝を目的として奉仕活動をしてはなりません、地域社会にロータリアン精神を蔓延させる目的での適正な広報はしても良いのであります。
- d)、 e) ロータリアンクラブが其の活動を行う場合、出来る限り既存の団体を支援すること。新たに重複する団体を設置するより、既存の団体を改善する方が良い。
- f) 社会のニーズがあり、専門事業団体がなく、しかも、クラブの財源に不当な圧力を加えない場合に限り、ロータリアンクラブは団体財源をもって専門事業を興してもよいが、クラブが管理権をもってはならない。

又関心をもっている他の団体の協力を得るように努力し、ロータリアンクラブに帰すべき功績であっても、協力者の手柄にするようにしなければいけない。

クラブが管理権を持ってはならないと言う事は、毎年担当者が交替する為、適正な管理が出来ないからです。

第6では、殺し文句として、個人奉仕がロータリアンの本体的奉仕であると言って、念を押しているのであります。

付 録

第7章社会奉仕 (Community Service)

社会奉仕は、クラブの所在地域またわ行政区域内に住む人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行う様々な取り組みからなるものである。

社会奉仕に関する声明 (Statement on Community Service) 手続要覧 P64

1992 年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアンひとりひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業力や趣味力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識した上で、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を勘案してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリープログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿って他団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動において他の団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、その他諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの綱領を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集するば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責務を負っている。(92-286)

会員の皆様には、決議「23-34」を十分ご理解頂き、クラブの奉仕活動を推進していただきたいと思います。ご静聴ありがとうございます。